参　考　資　料

平成 30 年 9 月定例会

目　　次

内　　容		頁
議員提案第８号関係	寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正	1

寝屋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

改　正　案	現　　行
附　則 1　この条例は、公布の日から施行し、昭和 31 年９月１日から適用する。 2　寝屋川市報酬及び費用弁償条例（昭和 27 年条例第 133 号）は、廃止する。 3　当分の間、議員報酬（議員に対し現にその支給日に支給する議員報酬に限る。）の月額は、第２条各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。 ⑴　議長　728,000 円 ⑵　副議長　688,000 円 ⑶　常任委員会委員長　653,000 円 ⑷　常任委員会副委員長　648,000 円 ⑸　議員（前各号に掲げる者を除く。）　643,000 円 附　則 この条例は、平成 31 年１月１日から施行する。	附　則 1　この条例は、公布の日から施行し、昭和 31 年９月１日から適用する。 2　寝屋川市報酬及び費用弁償条例（昭和 27 年条例第 133 号）は、廃止する。